

教育活動評価実施要項新旧対照表

日本語教育機関教育活動評価実施要項（平成元年7月23日施行。以下「要項」という。）の一部を改正する。

改正理由：評価料、評価の認定期間、申請時期及び申請方法について改正する。

改 正 後	現 行
<p>IV 評価の方法</p> <p>1 評価チームによる評価</p> <p>評価票、点検表、報告書及び添付（根拠）資料に基づき、書類審査及び実地審査（リモート審査を含む。）により、評価チームが評価案を作成します。</p> <p>原則として、点検表（別紙3）が確認されない限り、評価は行いません。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>実地審査（リモート審査を含む。）</u></p> <p>略</p> <p>V 評価料</p> <p>評価料 維持会員 <u>198,000 円</u>（消費税込）</p> <p>非維持会員 <u>396,000 円</u>（消費税込）</p> <p>略</p> <p>VI 評価の認定期間</p> <p>（1）評価の認定期間は、<u>新たな認定から</u>3年とします。</p> <p>（2）<u>認定期間の始期は、原則として4月1日又は10月1日とします。</u></p> <p>（3）2回目以降の評価は、評価を受けた年度から3年目の更新時期に受けるものとします。</p>	<p>IV 評価の方法</p> <p>1 評価チームによる評価</p> <p>評価票、点検表、報告書及び添付（根拠）資料に基づき、書類審査及び実地審査により、評価チームが評価案を作成します。</p> <p>原則として、点検表（別紙3）が確認されない限り、評価は行いません。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）<u>実地審査</u></p> <p>略</p> <p>V 評価料</p> <p>評価料 維持会員 <u>154,000 円</u>（消費税込）</p> <p>非維持会員 <u>308,000 円</u>（消費税込）</p> <p>略</p> <p>VI 評価の認定期間</p> <p>（1）評価の認定期間は、3年とします。</p> <p>（2）<u>2回目以降の評価は、評価を受けた年度から3年目の更新時期に受けるもの</u>とします。</p>

VII 申請時期及び申請方法	
1 申請時期	
(1) 前記 I の 3 (1) 該当の維持会員が、教育活動評価の認定を受けようとするときは、 <u>認定期間満了日の6か月前から3か月前までの間に申請してください。</u>	
表削除	
表削除	
(2) 前記 I の 3 (2) <u>又は (3) 該当の日本語教育機関が、教育活動評価の認定を受けようとするときは、<u>随時、申請できます。</u></u>	
表削除	
(3) 削除	
表削除	

VII 申請時期及び申請方法			
1 申請時期			
(1) 前記 I 3 (1) 該当の維持会員が、教育活動評価の認定を受けようとするときは、 <u>次の表に示す期限までに申請してください。</u>			
認定期間満了日	3月末日	9月末日	備考
申請受付期間	前半の10月1日から 11月末日までの2か 月間	同年の4月11日から 5月末日までの2か月 間	
認定期間の始期	4月1日	10月1日	備考
申請受付期間	前年の10月1日から 11月末日までの2か 月間	前半の4月1日から 5月末日までの2か 月間	
(2) 前記 I 3 (2) 該当の日本語教育機関が、教育活動評価の認定を受けようとするときは、 <u>次の表に示す期限までに申請してください。</u>			
認定開始の時期	4月1日	10月1日	備考
申請受付期間	前年の12月1日から 当該年の1月末日まで の2か月間	当該年の6月1日から 7月末日までの2か月 間	
(3) 前記 I 3 (3) 該当の日本語教育機関が、教育活動評価の認定を受けようとするときは、 <u>次の表に示す期限までに申請してください。</u>			
認定期間満了日	3月末日	9月末日	備考
申請受付期間	前半の10月1日から 11月末日までの2か 月間	同年の4月11日から 5月末日までの2か月 間	

VIII 変更の届出

認定を受けた日本語教育機関が、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第42号〔地方出入国在留管理局への報告〕の規定により、変更を地方出入国在留管理局へ報告したときは、速やかに日振協に届け出てください。その際、地方出入国在留管理局からの受理通知及びその報告した内容の書類の写しを一部添えてください。

附 則

略

附 則

略

附 則

この要項は、令和4年7月20日から施行します。ただしV評価料は、令和4年10月1日からの受理分より適用します。

VIII 変更の届出

認定を受けた日本語教育機関は、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第42号〔地方出入国在留管理局への報告〕の規定により、地方出入国在留管理局へ報告したときは、常に最新の情報を日振協はホームページで公表するため、地方出入国在留管理局からの受理通知及びその報告した内容の書類の写し(一部)を速やかに日振協に届け出てください。

なお、日振協は、上記の届出を受理した場合には、必要に応じ教育活動評価委員会に報告するものとします。

附 則

略

附 則

略